

令和3年 第1回

# 南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

## 令和3年第1回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 2月24日(水)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第 1号 専決処分の報告についての上程、説明、質疑	4
専決第 1号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事)	
◎議案第 1号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	6
専決第 2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第8号)	
◎議案第 2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第9号)の上程、説明、質疑、討論、採決	13
◎閉会の宣告	21
◎署名議員	23

令和3年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和3年2月24日(水曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
専決第 1号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事)
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分について  
専決第 2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第 2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話等をお持ちの方は、スイッチを切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、渡部訓正君、15番、楠正次君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○室井嘉吉議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、報告第1号から日程第5、議案第2号までの議案の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願いをいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますのでご留意願います。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和3年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、町内の介護施設でクラスターが発生するなど大きな広がりとなり、福島医大の感染制御支援チームや災害派遣医療チームが現場に常駐して感染対策の対策に当たっていただきました。関係者の方々に感謝申し上げるとともに、感染された方に対しお見舞いを申し上げ、一日も早いご回復を願っております。

また、感染により亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、今後とも継続していかなければなりません。町民の命を守る感染防止対策、さらには町民の生活を守る経済対策について全庁を挙げて取り組んで

まいります。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第1号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。本件は、令和2年7月27日付で協三工業株式会社と契約を締結した社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を13万7,500円増額し、1億2,598万8,500円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき、専決処分をしたものであります。

以上、ご報告を申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この上部工というある程度決まった工事の中で、13万7,500円、この増額ということはどういうところで増額になったかということ、ちょっとお聞かせください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらは、橋脚に橋桁を架ける工事でございますが、橋を架ける際に大型クレーンを河川内に配置することが必要になります。大型クレーンを配置する際の土盛りを、当初予定していたものより起工測量の結果、その土量が増えたために今回増額させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第4、議案第1号 専決処分について、専決第2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第1号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保を初め、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業など、令和2年度南会津町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものがあります。

専決第2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,385万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ162億5,273万7,000円としたものであります。

歳入では、衛生費国庫補助金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,796万5,000円を計上するほか、学校保健特別対策事業費補助金並びに県補助金としてイノシシ等有害捕獲促進事業補助金等の追加補正を行ったものであります。

一方、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業経費が主なもので、第3款民生費については、介護施設等クラスター対策事業や新型コロナウイルス感染症弔慰金、高齢者世帯等買い物代行業に係る事業費770万4,000円を追加補正しました。

第4款衛生費は、新型コロナワクチン接種体制の整備に係る経費が4,796万5,000円を新たに予算計上しました。

第6款農林水産業費は、新型コロナウイルス感染症対策として実施している農業保険加入促進事業、稲作農家緊急支援事業やそば農家緊急支援事業に係る事業費のほか、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費を補正しました。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症対策として実施している小規模事業者等活性化事業について200万円の追加補正を行いました。

第8款土木費については、今年度の除雪費の見込みから除雪委託料3,730万円の追加補正であります。

第10款教育費は、小学校費及び中学校費とも、新型コロナウイルス感染症予防対策として実

施する学校保健特別対策事業費の追加補正であります。

第14款予備費については、歳入との関連で5,139万円を減額いたしました。

つきましては、慎重審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今回の先ほど新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、介護施設等クラスター対策事業という予算の関係で、ちょっと私はこれが100万という金がさが本当に十分に対応として取られているのかどうかという視点で一応質問をさせていただきます。

一応、今回、2か所でクラスターが発生して大変な状況になっているわけです。そういう中で、この対応の仕方として一応予算、クラスター対策事業の防護服とかマスクとかというような形で一応全員協議会の中でも説明を受けておりますが、それで十分なのかどうか。本当に対応として十分に行き届いているのかどうかというのを、ちょっと状況的なものをお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 6番議員に確認したいんですが、質問は一般補正6ページの事業費100万円のことでよろしいですか。

○6番 渡部訓正議員 そうです。そのとおりです。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど、衛生物品の購入に当たる予算がそれで十分かどうかというご質問だと思います。これにつきましては、今回、2つのクラスターがございまして、自宅で待機をしなければいけない利用者の方々、その方々がご利用されるであろう訪問介護に対するの対応ということで考えたものでございます。

訪問介護事業所というのは町内に2つございまして、そちらの2つの事業所に対する、すぐ必要となる物品の購入に対する支援ということでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応だからと言ってそれだけで大丈夫なのかなとか、もう少しいろいろなそれぞれクラスターが起こった事業所での今回、再発防止策を講じるためのそういつ

た経費については、一応この後年度予算当たりで計上がされるのか、それとも現在、今説明終わった訪問介護に対応する分だけで十分というような認識でおられるのか、それについて伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今回、クラスターの発生いたしました田島ホームに関しましては、県のほうからの支援がございまして、足りない物品に関しては県から直接施設のほうに納入されてございます。数については、私、今現在、手元にございませぬけれども、当面の間対応できるだけの量を県から何度かにわたってトラックで配送されたというふうに聞いております。

今後につきましては、こういった事情もありました。こういったことが起こることも想定されますので、それぞれの施設のほうでそれなりの準備をするということも必要なことだと考えております。こちらについては、町が今後直接支援を必要とするかどうかについては、検討をしていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これは、私らも前回の12月議会でもやはりそういった介護施設なり、あとは高齢者施設などに町としてこういうものが起こらないように支援策等を講じていくべきではないかということで、十分それらについても検討していくという町からの回答を受けておりますので、ぜひそのところを慎重に、やはり大変でもこれまたクラスターが起こるといような形になると大変なわけですから、そしてなおかつ、どこで起こっても私は特別今回ののは田島の事業所に集中したわけですが、これがほかのところでも起こらないなんていう保障は、今回の昨日の郡山の西ノ内、ああいう大きな病院ですら起こっていますから、そういった何ぼ注意してもなかなか注意のし過ぎというのはないわけですし、あとはそういった起こる前のやはりそういった予防策というのは十分に町としても対応できるものと考えていただきたいなというふうに申し上げて、それらについての考え等あれば回答いただきますが、そんなことを要望しながら私の質問については終わらせてもらいます。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

議員おただしのように、やっぱり介護施設におけるこういった事案が発生したときの対応というのは非常に課題だと思いますし、一義的には施設のほうでそういった物品を備える、また

は県のほうで備えるということだと思います。町のほうでも、側面的に支援するということでマスクが足りないときには町の備品のマスクを提供しました。今回も、訪問介護のほうで不足しているということですから、そういった実態に合わせて町としては、介護高齢者の福祉に関する業務が滞らないように対応していきたいと、このように思います。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 この専決の中の6ページの段で質問したいと思いますが、町の大変なる思いやりの予算である300万というものが上がっておりますが、これは町が把握してから直接そういう人に弔慰金を渡すのか、また、そういう人が窓口に来て申請するのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

先日の全員協議会でも申し上げましたとおり、まず1つは対象者の人数ですけれども、どこにも公表していないものでございますので、ここでも公表できないと。公表によりまして、個人が特定されるおそれもあります。さらに誹謗中傷を受けることも考えられますので、住民生活課としては個人情報保護の観点から取扱いは厳格に対応しているところでございます。

さらに、町のコロナ対策本部のほうでも、県のほうから各自自治体でも公表していないということなので、そこは控えたほうがいいのではないかとというアドバイスもいただいているところです。

あと、今回の申請の手續上は、今回はちょっとタイムラグがございまして、専決処分、規則も定めましたが1月4日以降亡くなられた方ということでしたので、個別に通知をさせていただいて、それぞれ申請をしていただいているところです。町としてはできるだけ親族心情もありますので、負担をかけずに簡易的な対応でできるように体制づくりをしまして、そういった形で親族の方に対応しているという状況でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 大変に個人情報、また個人の特定という問題で、そこら辺は町当局もかなり神経を使っていることは分かりますが、一応町として、どこの町でもやっていない、この町として初めて思いやり予算でこれを組んでいるわけですから、その辺もやはり慎重な扱いは必要でしょうが、ある程度の形は出してもらってもいいのかなと思いつつながら、それは最初

から今、執行局からそういう防御線を張られた答弁がありましたので、その先は質問することはしませんが、こういう予算がこの町で組めたということに対しては、新聞でも報道されましてけれどもなお一層、この思いやり予算に対しては町当局の広報を強くやはりやってもらわないとこれは町民に分からないものもあるのかなと思いますので、その辺も考えて執行していただきたいと思います。

以上。

○室井嘉吉議長 回答はいいですか。

○11番 高野精一議員 ええ。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほど、6番議員からも質問がありましたこの6ページの需用費の件でちょっと認識をお伺いしたいと思います。

と言うのは、田島ホームとかそういう介護施設はそれぞれ法人ということになっています。そして、この感染症に対してこの間の全員協議会でも言いましたが、国・県の指導の下で、管轄の下で、町は協力をするという体制になっています。その中で、例えば田島ホームでそういう要望があった場合、南会津町の介護施設ありますよね。伊南、南郷、館岩もあります。だけどその前に法人として南会津会があるわけですから、ぜひそれはその中でやはり県と協議していただいて、そこで不足する分、そういうことは町で協力するという体制でないでちょっと違うんじゃないかなと思います。

というのは、同じ南会津会の中で南会津町でいいんでしょうかということなんです。下郷町、只見町ではその施設はいいのかということが正直懸念があります。ぜひこれは素晴らしいことなんですけれども、そういうことの配慮も含めた中での検討をぜひしていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も今現在ですけれども、南会津会の理事長をしております。もちろんその理事の方々が首長もいらっしゃいますし、施設長もいらっしゃいます。そうした中でこのコロナの感染につきましては、十分協議をしてきたといところでございますけれども、残念ながら結果としてあのようなクラスターが発生したということは、やはりまだまだ対策が不足していた部分があったのかなとそういうにも感じております。

ですから、そういう意味においてももちろんいろいろな感染防止の設備とか用具とかそういうものもあるでしょうけれども、やはり一つ意識として根本的な部分をまずそれぞれの意識を高めるといふこと、自覚をするといふこと。そうした中で不足があった場合にはそれぞれの首長、あるいは理事になりますけれども、そういう中で評議委員会であったり、理事会の中でも話し合っただけではありません。

町としてそれぞれの施設の中で不足しているのものは、先ほどもありましたけれどもマスクとか消毒薬とかそのようなものも補充したこともございます。なかなか医療のスタッフとかそういうことは、町ではなかなかできないわけでありまして、それらに関しましては県のほうにも要請をお願いして、そしてその対策をしてきたところでございます。

今後、またこのようなクラスターがいつ発生するか分からないような状況にあることは確かでございますので、本当に非常に残念な結果ではありましたが、また貴重な経験もしました。ですから、そういうことも含めて町もそれから南会津会を構成する町村もしっかりと連携した中で、県にもお願いしながらそのような対策をしっかりとっていくということが大事だと思いますので、それぞれ自分のエリアエリアということばかりではなくて、やはり連携した中でしっかりと対応していくということが非常に大事だと、そのようにも感じておりますので、また役員会であったり、あるいはそれぞれの施設の中であったり、そういうことをしっかりと徹底できるように、南会津会として対応していきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の町長のお言葉、答弁、大変素晴らしいことだと思います。

実は南会津の町民がほかの自治体の施設にも行っているんです。実際、只見にも行っているし、下郷にも行っています。ですので、先ほど私が言ったのはそういう意味も含めての質問ですので、ぜひ町長におかれましては最高責任者、理事長ということで、ぜひこれからも県のほうとの協議をよろしくお願いしたいと思います。

これで質問は終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私も6ページの19節の弔慰金について若干伺いたいと思います。

さきの全協の資料の中には、介護保険の住所地特例者というのが記載されておりました。これについて、今、田島ホームに該当する方がいるのか、それとも他地域にそういうふうな町の

住所を持ちながら介護保険の関係で町出身者とみなすというような方があるのか、ちょっと具体的にこの中、内容を説明していただきたいと思うんですけれども。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

本町の介護施設には、当然、住所地特例という制度がありまして他町村から本町に入所した場合、施設がその制度に基づいてなっている場合は住所地特例で認められておりますので、ただ、前住所を南会津町に移してということになりますので、そういう施設が該当すればその中でコロナウイルス感染症で亡くなった場合は対象となっているところですので、今回その要件も追加させていただいたところですよ。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の専決された300万というのは、10人分というふうに見ていいのかなと思いますけれども、相当数の方がお亡くなりになっていらっしゃる。これはもう弔慰金というのは先ほど11番議員が質問していましたけれども、その申請があるのかなのか、そういうのは関わりなく、もう亡くなったということ把握した時点で喪主の方とか、そういう方にお届けするのか、その辺はもうこの300万というのは当然支給されているのかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

予算上は10名分ということで300万を計上させていただいているところですよ。なかなか何人申請されたとか、そういう部分で今以上に申請されているとか、そういう部分で答弁させていただきまして間接的には亡くなった方の人数が公表になってしまう部分がございますので、その辺はお答えできませんのでよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 氏名とかそういうことでなく数そのものも公表ができないということだと思うんですけれども、とすると今後はさらに専決処分をして、例えば20名となったとすればまた300万、今後は出ないのかもしれませんが、というような形で処理というかされていく考えですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 予算的には300万、1月の末というか2月の頭の時点で想定いたしました。これが仮にその数を超えた場合には、町が持っている予備費から流用させていただいて申請者

に滞りなく対応していくというようなことで考えております。その辺はお任せをいただきたい  
と思います。

○15番 楠 正次議員 分かりました。了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第5、議案第2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第2号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,388万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ162億9,662万4,000円とするのものであり、内容としましては新型コロナウイルス感染症対策事業や豪雪対策本部設置に伴う除雪事業の経費を計上するものであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,388万7,000円を追加計上するものであります。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

第3款民生費は、高齢者世帯等生活応援給付金を新たに計上するほか、エールの交換プロジェクト事業費を追加するとともに、豪雪対策本部設置に伴い高齢者世帯等除雪支援事業委託料800万円を追加し、総体では5,246万1,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症影響緩和対策給付金3,000万円を追加するものであります。

第8款土木費は、除雪費3,200万円を追加するものです。

第14款予備費は、歳入との関連で7,057万4,000円を減額するものです。

以上、一般会計補正予算のご説明とさせていただきます。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議案書、一般補正の6ページですが、民生費、第3款でありますけれども、この中でいわゆる感染症による影響に対しての支援ということで予算化されたと思えますが、この予算についてはそれぞれ担当が実態調査をし、その現状を見ながら適切な対応をしたいとこういうことで予算を組まれたと思えますけれども、この中で民生費の中で私一つだけお聞きしたいのが、いわゆる保育所支援、あるいは保育所のスタッフの支援というのは、当局のほうには具体的な要望とか要請とかというのは上がってこなかったんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

保育所のほうから、もしくは保育士の方々からのご要望というのは当課には伝わってございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 当然、私たち知り得る情報として持っておりますが、保育所については所管は厚生労働省のはずですね。認可を受けるとき、かなり厳しい条件が用意されているは

ずです。

そういう中で例えばの話ですが、看護師さん、あるいは介護士さん等がその要請の現場、感染になった現場等に関わりを持つ、その方のお子さんが感染が危惧されるそういう場合でも保育所のほうでは多分保育することを断ることはできないと、私は理解しているのですがその辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、そういった感染がされた方、もしくは濃厚接触者となった方のお子さんを保育所のほうからお断りするというのはできないというふうになっておりまして、これにつきましては昨年度、厚生労働省のほうからも正式な通知として、保育所、そして町のほうにも届いてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういうことであるとすれば、今現在、南会津町は大変よい結果を出して感染の実態がないということなのですが、できれば当局としてこれまでどのような対応をされたのか、実態を把握していただければと。本来、文教厚生委員会のほうでもそういう調査はされているのかとは思いますが、ぜひもう少し町の実態を知った上で、対処のできるものがあるかどうかご検討をいただきたいと思います。

次に、同じ6ページですが、7款の商工費の中の商工振興費についてお聞きをしたいと思います。

全員協議会でアンケート調査をしていると、こういうお話がありましたが、そのアンケート調査はいつ頃までまとめられて、それらの分析にはどういう体制で臨むのかをお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

町のほうから商工会にお願いをして実施しましたアンケート調査につきましては、既に提出のほうは期限は過ぎてはいるんですが、過ぎてからも提出してくる事業者の方もいらっしゃると思いますので、その辺は臨機応変にある程度集約をしながら追加があれば修正をしてという形で、最終的にまとめたというふうを考えております。

なお、261件に発送いたしまして、先週時点になりますけれども101件の回収ということで43.4%の回答率というような内容になってございます。なお、どういった意見が出たかってい

うようなおおよその取りまとめを商工会のほうにお願いしまして、町のほうでもデータとして頂いたりして、その中身を見ながら全員協議会でもお話させていただきましたように、来年度のできるだけ早い段階で、そういった出された意見も踏まえた新たな支援策というものを検討していきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまで国のいわゆる感染症の影響緩和という形で一律国が示された措置がありますと同時に、県は県でまた独自のいわゆる影響緩和の措置をされています。これは大変ありがたい、ある意味では広く浸透しているところがある。

しかし少数ではあります、少ない声ではありますけれども、これが実は全く受けられない。それでたまたま個人的に県議会のほうに、私、個人としてご要望させていただいて、当然地元の県議を通してですが、させていただきました。そういうことも含めて一時金として20万の支出が決定をいたしました。そういう独自性を町として、できるかできないかは予算との絡みもあります。でも、少数の人たちが何で悩んで、どういう状態に置かれているかというのをアンケートで出てこない部分がある可能性もあります。なぜかというと、先ほどの個人情報ではないですけれども、知られたくない情報もあるんです。こういうことをしっかりと向き合った上で、やはり声になる声だけが拾われるのではなくて、隠れた声、隠れた実は実態がどのようになっているのか、ここを精査をしながらせつかくここまでのいい政策を、あるいは措置をされてこられたので、ぜひそういうところにも形になるような取組をしていただきたいというふうにお願いします。

私はあまりお願いするということと言わないタイプなんです、ここはこの機会を捉えてしっかりと私もできるだけの協力をします。何回も言うようですが、こういう問題に対しては想定外も想定外、ですからこれまで考えられたような施策の延長線上では片づかない。まさに町民一丸となってやるべき問題だと思いますので、議会も当局も、あるいは団体も個人も全て力を合わせてやっていくそんな町なんだということで頑張ってくださいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

4番議員おっしゃられるとおりでと思います。町といたしましては、国・県そういったところからいろいろな支援策が出ておりますが、そこに該当しない事業者の方々、こういったものを町としてどう支援していくのかというのを十分に考えながら、今後も制度設計していきたい

というふうに考えております。

なお、電話であったり、直接役場のほうに来て、実はこういうので困っているんだというような相談等もお受けしておりますので、大きい声だけではなくてそういった一つ一つの小さな声も施策のほうにぜひ反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 6ページの3款1項1目の18節、3目の12節、2点について伺いたいと思います。

18節については高齢者世帯等生活応援給付金、私、12月議会で石油ストーブの温度を二、三度上げられるようにということで求めましたが、当時は状況が変わったということの中身的には高齢者たちが元気に冬を過ごすようにということで、もうちょい早く出ていけばなという思いはありますけれども、すごくありがたい制度だというふうに思います。

それで、これの支給方法ですね。これはどのようなことを考えておられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

支給方法でございますけれども、対象となる方に対してそれぞれ世帯のほうにご通知を差し上げます。その中に申請書を同封させていただきまして、そちらを提出していただくことによって交付を決定するという流れでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 交付の方法は現金で給付なのか、振込なのか、そこはどうですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

内部でもこちらについては協議はいたしました。現金のほうがもらった実感が湧いていいものだというご理解もありましたし、ただ、やはり一気にスピーディーに交付するようになりますと、やはり口座への振込のほうが確実であろうということで、今のところ口座振込を考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、次の老人福祉費のほうの委託料について、高齢者世帯等除雪支援事業、大宅町長町政始まったときの平成22年12月1日施行というふうになっております。そしてちょうど10年、今年はずごい大雪だったので喜ばれているんだろうなというふうに思ったら、2月の半ばに数名の方から連絡がありまして、2月時点で限度額、12月、1月の分、1人の方は1月の分で1回で、どちらも2枚ぐらいの内訳なしの請求書を持ってこられて、領収書もそのままの大きさの小さいものです。それでやっとお支払いしたと。そして、それに付箋というか貼ってあったのを見たら、限度額、大きさとすればこの大きさなんです。それでこの紙です。これに全額自己負担となりますのでご注意ください、ということはこれは1か月、1月の分でもはや町の支援分、おおむね7万円ちょっとです。人力であって屋根の雪下ろし、除雪機、乗ってやるローダーの場合でも時間制限がありますから、町長の決定通知書によると、人力、敷地の場合は32時間、雪下ろしの場合は27時間、除雪機の場合は16時間、乗用の場合は8時間というふうに、これで7万400円とか7万200円になるわけですけどけれども、2万円とかの請求が来るというのは1割負担者ですから、こんなにかかるのかよと。でも払ったけれども。そしたら、それは誤りだったということが分かったそうなんです、その1週間ぐらいたって。でも、そこって、この1週間はただの1週間ではなくて、除雪頼みたかったけれども頼めないという時期ができてしまった。

せつかくこういう高齢者の一番最初の目的からすると、自力で除雪のできない人、生活の安全確保、社会参加の促進、福祉の増進という目的ののっとしてこの事業が始められて、もう10年もたつのにこんな誤りがあったということで、その方は今度は頼めなくなると大変だから言わないでくれと言ったけれども、いやいやそういうことではないと。この事業の趣旨が損なわれるようなことでは困るから、今後も安心してできるように、そして今回は1.5倍になるという豪雪対策本部のその前の段階で返金するときに、これこれこういうわけで返金しますと、2万円の方は1万6,000円ぐらい返金されたそうです。もう1人の2万弱の人は1万四千何百円という、それは単純な計算間違いかもしれないけれども、利用者にとってはその時点でどちらの方も限度額いっぱいですから、今後は実費でやってくださいよと、個人負担ですよというふうなことが付箋が貼られていたということで、すごいつらい思いをされた。ここが弱い声だと思えます、今、4番言われたように。声に出せない、やはりそういうところをすごく拾い上げて、適切にそういう部分にも配慮しながらご指導いただきたいなど。私たちが直接どうかと言うと圧力になりますから、ぜひその辺配慮されながらやっていただかないと、せつかくこのこの事業で残念な結果になってしまったというふうに思いますので、ぜひよろしくお願

したいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど議員から、館岩地域の高齢者の方が大変困った状況にあったというお話をお伺いいたしました。こちらについては、まだ私も館岩地域の委託業者であります南会津森林組合のほうと、直接細かいところのお話をさせていただいていないので、事実確認をまずさせていただいて、今、おっしゃられたところは高齢者の方々はなかなか文字を読んだり理解するのも難しいところもありますので、分かりやすい返金の仕方、そして、もしかすると請求の仕方も詳しく丁寧にされていない部分もあるのかと思いますので、そういったところをしっかりと確認させていただいて、高齢者の方々が分かりやすく安心してご利用できるような制度にしていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

そのような事実があったこと、今、初めて知りました。それは本当に今年のように雪が降る年、やはりそれを利用できなくなるということは非常に高齢者といえますか、必要とする人たちにとって切ない思いだったと思います。今後そのようなことがないように、町としてもしっかり除雪の支援事業者に徹底していきたいと思ひますし、また、これまでもいろいろ単価の問題とか見直ししてきたケースもございます。大きい機械も小さい機械も一緒かとかいろいろあったので、そんなこともいろいろ見直ししてきたことはございますが、また、雪の降り方とかいろいろ変わってもきていますので、その辺を十分検証した中でここで1回どのような、去年はまた異常な少雪でございましたけれども、今年は雪の降り方等、去年とは全く違いますので、その辺も踏まえた中で検証して、どのようにしたらいいのかということをもまずこちら辺で皆さん方の意見も聴くのもいいのかなと、そのように思いました。

まずは、その事務的な間違い、これはやはりお互い気をつけなきゃならない部分でありますので、町としてもこの徹底をしっかりとやるということを業者の皆さんにも徹底をしていきたいと思ひます。

あと、利用される方々、この方々もやはりただ、今までの流れの中で利用されているというようにこともあろうかと思ひますので、その辺に対しても利用される方々に対してももう一度、やはりこの事業の内容といひますか、その説明をする必要があるのかなと、それも感じましたものですから、その辺も踏まえまして町としてもう一回整理して、そして皆さん方にもっとよ

りよい利用しやすい制度、それから安心して住めるやり方、保障と言いますか、そのようなサービスを徹底していけるように町として対策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 先ほど、課長のほうから請求の仕方についてもとあったので、今回私も2月の半ばに相談されて伺ったときに、明細はあるんですかと、ローダーを使ったのか除雪機を使ったのか、人力で何人やったのかという、それは相談されたどちらの方にもありませんでした。なので、どこでどれだけの時間、確かに8時間やったとしたってローダーだけで8時間やればなるわけです、7万400円に。ところが聞くところによると、雪下ろしをして、雪片づけを午後やってもらったということなので、とすると7万400円になるはずはないなど。それなのに2万円超の請求が出たということ、明細がないと。なので、その辺もしっかりと明細もつけながら、これ確認をするように、押印をするようにはなっているんです、町長名の決定通知書のほうには。利用者は確認しましたよという判を押して。でも、それがどういう内容で確認したかというのが手元に残ったやつ、事業者のほうはお持ちなんだと思っております。

なので、あともう1点は、「日程の調整等に時間を要する場合がありますので、事業者には余裕を持って申し込んでください」というのが、町からの町長名のものです。それが、森林組合のほうからのものだと、「依頼する場合はしつこく依頼したり、早朝や深夜に電話することは事業者に迷惑になりますので絶対にしないでください」という文言が入っているわけです。これの上に、「直接事業者に連絡してください」と、森林組合に連絡するか直接事業者に連絡してくださいとあるんですけれども、この辺ももう少し高齢者に優しく接しようと思えば、この文言は要らないんです。要らなくて、受ける場所は必ず受ける場所、時間外は受け付けないということにすれば、お願いをしていながら何か上から目線の話なので、この辺もぜひ検討を加えて、こういうのはきっと町のほうにも、本来で言えば補助金を使う側の業者ですから、町のほうにもこういうのこれでいいかというような点検というか、そういうことがあるのかなというふうには思うんですけれども、その辺もぜひ丁寧な配慮の中で高齢者が、今回はA階層の部分ですけれども、高齢者の人が使いやすい制度であってほしいなという思いですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

まず、1つ目の請求に関することでもありますけれども、詳細な内訳と伺いますか、そういつ

たものが提示されないまま金額のみで請求をされているという状況だというふうにお伺いいたしました。

こちらについても、もしかすると4地域それぞれ別な対応をされている場合もございますので、今後については再度手続の仕方を確認いたしまして、適切な対応をしていくように指導したいと思います。

あともう一つのところでありますけれども、高齢者の方々への文書の言葉遣いがございますが、これについても各委託団体のほうからそれぞれの通知を出しているものと理解しております。そうではありますが、やはり今ほど議員がおただしのおり丁寧な、そして優しい対応で文書を出すというのは、もちろん基本なことだと思いますので、直接その文書のほうを確認させていただいて、適切な対応ができるようにしていきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 渡 部 訓 正

署 名 議 員 楠 正 次